

平成26年第4回長瀨町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
11月26日(水)	
○開 会	5
○開 議	5
○議案等の説明のため出席した者の紹介	5
○町長挨拶	5
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○町長提出議案の報告及び上程	6
○議案第37号の説明、質疑、討論、採決	7
・議案第37号 平成26年度長瀨町一般会計補正予算(第3号)	
○町長挨拶	15
○閉 会	15

○ 招 集 告 示

長瀬町告示第112号

平成26年第4回長瀬町議会臨時会を、次のとおり招集する。

平成26年11月21日

長瀬町長 大 澤 夕 希 江

1 期 日 平成26年11月26日(水)

2 場 所 長瀬町役場議場

3 付議事件 (1) 議案第37号 平成26年度長瀬町一般会計補正予算(第3号)

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（9名）

1番	岩	田	務	君	2番	村	田	徹	也	君		
3番	板	谷	定	美	君	4番	野	口	健	二	君	
5番	関	口	雅	敬	君	6番	大	島	瑠	美	子	君
7番	齊	藤	實	君	8番	野	原	武	夫	君		
9番	新	井	利	朗								

不応招議員（なし）

平成26年第4回長瀬町議会臨時会 第1日

平成26年11月26日（水曜日）

議事日程（第1号）

- 1、開 会
- 1、開 議
- 1、議案等の説明のため出席した者の紹介
- 1、町長挨拶
- 1、議事日程の報告
- 1、会議録署名議員の指名
- 1、会期の決定
- 1、町長提出議案の報告及び上程
- 1、議案第37号の説明、質疑、討論、採決
- 1、町長挨拶
- 1、閉 会

午前9時開会

出席議員（9名）

1番	岩	田	務	君	2番	村	田	徹	也	君		
3番	板	谷	定	美	君	4番	野	口	健	二	君	
5番	関	口	雅	敬	君	6番	大	島	瑠	美	子	君
7番	齊	藤	實	君	8番	野	原	武	夫	君		
9番	新	井	利	朗	君							

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大	澤	夕	キ	江	君	副町長	平	健	司	君	
教育長	宮	原	利	定	君		総務課長	福	島	勉	君	
企画財政課長	齊	藤	英	夫	君		町民課長	野	原	寿	彦	君

事務局職員出席者

事務局長	青	木	正	剛	書記	朽	原	秀	樹
------	---	---	---	---	----	---	---	---	---

◎開会の宣告

(午前 9 時)

○議長（野原武夫君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成26年第4回長瀬町議会臨時会に当たり、何かとご多忙のところ、議員各位にはご健勝にてご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は9名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成26年第4回長瀬町議会臨時会を開会いたします。



◎開議の宣告

○議長（野原武夫君） これより本日の会議を開きます。

上着の着脱はご自由に願います。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（野原武夫君） 本臨時会において、本日の会議に地方自治法第121条の規定により、提出議案等の説明のため出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎町長挨拶

○議長（野原武夫君） 本臨時会の開会に当たり、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（大澤タキ江君） おはようございます。

周囲の山々が紅葉に映える美しい季節の中、平成26年第4回臨時議会を開会するに先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、何かとお忙しい中ご出席をいただき、まことにありがとうございます。

衆議院が解散し、12月2日公示、14日投開票という選挙日程が決まりました。消費税10%の先送りを決めたことを国民に問う選挙と言われておりますが、アベノミクス効果も地方には届いていないのが現状かと思えます。新しい政権には、地方の活性化対策を大いに期待をするものでございます。

さて、今臨時議会につきましては、12月定例会では間に合わない、緊急にご審議いただきたい案件がございますので臨時議会でございます。どうかご理解いただきたいと存じます。

ここで、長瀬町関係の明るい話題を幾つか報告をさせていただきます。

初めに、長瀬町出身の新井涼平さんが、韓国・仁川アジア大会のやり投げに出場され、堂々の銀メダルに輝き、町民にも夢と感動をいただきました。今後はさらに上を目指していただき、ますますのご活躍を

期待しております。

次に、秋の褒章で、選挙管理委員の宮澤修氏が藍綬褒章を受章されました。宮澤氏は、平成元年8月から現在まで25年にわたり、選挙管理委員としてご尽力をいただいております。こうした長年の明るい選挙への貢献が認められて、はえある受章となりました。今後も町発展のためご活躍いただきますようお願いする次第でございます。

さて、今議会でご審議いただきます案件は、補正予算案の1件でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。議案の内容につきましては、上程されました際に改めてご説明をいたします。

甚だ簡単でございますが、開会に当たりましての私のご挨拶といたします。ありがとうございました。

◇

◎議事日程の報告

○議長（野原武夫君） 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元に配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりますので、よろしくご了承下さい。

◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（野原武夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、議長からご指名申し上げます。

1番 岩田 務 君

2番 村田 徹也 君

9番 新井 利朗 君

以上の3名をご指名いたします。

◇

◎会期の決定

○議長（野原武夫君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日とすることに決定いたしました。

◇

◎町長提出議案の報告及び上程

○議長（野原武夫君） 日程第3、町長提出議案の報告及び上程を行います。

今期臨時会に町長から提出された議案は、議案第37号の1件でございます。

議案はお手元に配付してあるとおりでございます。議案内容の報告は省略させていただきます。

議案に対する提案理由、その他内容の説明等は、議案が議題に供された際に求めることにいたしますので、ご承知おきいただきたいと思います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。



◎議案第37号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野原武夫君） 日程第4、議案第37号 平成26年度長瀬町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第37号 平成26年度長瀬町一般会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,952万円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を36億5,664万4,000円にしようとするものでございます。

補正内容は、歳入では県支出金、諸収入、繰入金の増額、歳出は企画費、選挙費、環境衛生費の増額のため、歳入歳出をそれぞれ増額する必要が生じたので、この案を提出するものです。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 議案の内容等について、企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） おはようございます。それでは、議案第37号 平成26年度長瀬町一般会計補正予算（第3号）につきましてご説明いたします。

まず、補正予算書の1ページをごらんください。第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,952万円を追加して、歳入歳出予算の総額を36億5,664万4,000円にしようとするものでございます。

次に、補正予算の内容につきましてご説明申し上げます。8、9ページをごらんください。まず、歳入の補正内容でございますが、第15款県支出金、第3項県委託金、第1目総務費県委託金、第4節選挙費県委託金896万1,000円で、平成26年12月2日公示、同月14日に執行されます衆議院議員総選挙に伴う選挙費用の委託金で、内訳としまして、衆議院議員総選挙県委託金883万円、最高裁判所裁判官国民審査県委託金1万4,000円、衆議院議員総選挙開票速報事務県委託金11万7,000円でございます。

次に、第19款諸収入、第5項雑入、第2目雑入、第2節雑入545万円でございますが、次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金で、電気自動車急速充電器の設置に伴う補助金でございます。

第21款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金、第1節財政調整基金繰入金510万9,000円でございますが、歳出額との不足額を繰り入れるものでございます。

次に、歳出の補正内容をご説明いたします。10、11ページをごらんください。第2款総務費、第2項企

画費、第1目企画総務費、補正額77万8,000円につきましては、12月31日でリース期間の満了を迎えます
公会計システムの更新に合わせ、より安全にシステムを運用できるデータセンターを利用したクラウド型
に変更するための手数料として、基盤導入費、クライアント環境設定費用の経費でございます。

第5項選挙費、第4目衆議院議員総選挙費、補正額903万5,000円でございますが、非常勤職員報酬を初
め、事務従事者等の報償費や電算処理委託、備品購入費など、投開票の準備から開票速報等、衆議院議員
総選挙を行うための経費でございます。

次に、第4款衛生費、第1項保健衛生費、第2目環境衛生費、補正額970万7,000円でございますが、先
ほど歳入でご説明いたしました次世代自動車充電インフラ整備促進事業で、電気自動車の急速充電施設を
役場駐車場内に設置するための経費でございます。事業完了までの期間が短いため、今回補正をさせてい
ただくものでございます。

以上で、議案第37号につきまして企画財政課からの説明とさせていただきます。

なお、この後、電気自動車急速充電器設置事業につきまして、町民課長より補足説明がございます。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 町民課長。

○町民課長（野原寿彦君） 今回の補正の補足説明について説明させていただきます。

温暖化対策の事業として、国の施策である次世代自動車の普及を促進することにより、地球温暖化を防
止する低炭素社会の構築の実現を図るため、経済産業省の次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金
を活用し、電欠の不安を感じないインフラ整備の促進を図り、長瀨町を訪れる電気自動車やプラグインハ
ybrid車が利用できる急速充電器を設置するため、予算を提出させていただきました。

それでは、今回の自動車用急速充電器設置工事についてご説明いたします。恐れ入りますが、お手元
にご配付してあります「平成26年度補正予算 電気自動車用急速充電器設置関係資料」をごらんください。

最初に、1ページをごらんください。説明の流れとしまして、1番目に「急速充電器とは」、2番目と
して「国補助金と自動車メーカー支援金の活用」について、3番目に「充電器設置における平成26年度補
正予算について」、最後に急速充電器設置場所の見取り図をつけさせていただきました。また、資料とし
て「次世代自動車充電インフラ整備ビジョン（埼玉県）」の冊子と「埼玉県ビジョンリスト」を用意させ
ていただきました。

次に、2ページをごらんください。普通充電器を使用した場合、バッテリーを満充電するには5時間か
ら28時間を必要とします。これに対して急速充電器は、30分程度でバッテリーの容量の80%を充電するこ
とができます。写真の部分のCHAdemo方式の充電器の概要でございますが、電気自動車には車種ごと
に異なる電池システムが搭載されており、さらに技術革新による電池自体の性能も変化する、そのため公
共の充電インフラには、電池メーカーや電池の種類によらず、安全で短時間で充電することが求められて
おります。そんな中で、CHAdemo方式に対応する電気自動車には、電池状況を常に監視するECU（エ
レクトロニックコントロールユニット）が搭載されており、時々刻々と変化する電池の状態に応じた適切な
充電電流を算出し、充電ケーブルの通信線を介して急速充電器にその値を伝送することとなっております。
急速充電器には指令値に応じた直流電流を出力する役割のみを担わせることにより、急速充電器が電池の
状態の監視やその変化に伴う制御から解放されるとともに、電池メーカーや種類によらず、充電インフラ
の汎用性を確保することができます。CHAdemo方式急速充電器の入力電圧には、三相200ボルトと単
相200ボルトの2つがあります。今回導入を計画しているのは、単相入力200ボルトの急速充電器でござい

ます。この機種に選定したのは、4社による自動車メーカー支援の措置を受けるために選定しております。なお、この機種についてはメーカーが限られ、出力容量が30キロワット程度までとなっております。

次に、3ページをごらんください。国の補助金と自動車メーカーの支援金の活用についてでございますが、初めに国の補助金等を活用した電気自動車用の急速充電器設置でございますが、1として、電気自動車は重要な国家戦略の一つであるということでございます。①として、政府、経済産業省が、充電インフラ構築に大型補助金として、平成24年度補正予算1,005億円の事業でございます。従来の補助率が2分の1で急速充電器購入費のみのものを、今回購入費及び従来対象外であった工事費についても対象とし、3分の2に補助率を拡充しました。スキームとして、経済産業省が1,005億円の基金造成を行いまして、基金設置団体として低炭素投資促進機構があり、そこから事務局として次世代自動車振興センターに、そこから補助金の支払いを受ける仕組みになっております。2013年3月にスタート。申請期限は、2015年2月27日が申請期限に設定されています。

次に、②、大手自動車4社、トヨタ自動車、日産自動車、ホンダ自動車、三菱自動車がその後押しをするため、さらなる支援策として次世代自動車充電インフラ普及支援プロジェクト支援を受け、補助率の3分の1もしくは上限額170万円で2013年11月スタート。申請期限は今年度9月30日になっており、実績報告期限は2015年3月31日となっております。今回この両方を活用するため、9月末日が期限となっており、申請済みでございます。また、この事業は取っ払い方式でございまして、予算が消化次第終了となっております。

次に、充電器の普及状況でございますが、2013年9月末現在でございますが、急速充電器1,900基、普通充電器3,500基となっております。

次に、4ページをごらんください。国の補助金と自動車4社の支援金の概要とセット活用についてでございますが、セット活用するには、「第1の事業」に該当する場合のみ活用することが可能となります。「第1の事業」ですが、「各自治体が策定したビジョンに基づき、かつ、公共性を有する」こととなっておりますが、県が策定したビジョンに基づかなければこの対象にはなりません。

5ページをごらんください。充電インフラ整備政府補助金の主な条件が、かぎ括弧の太字の部分で「各自治体が定めるビジョン」に該当することと、さらに公共性を有するものとして以下の4つの条件が必要とされています。①については、国道沿いであること、誰でも自由に立ち入りできること、②については、充電設備の利用を他のサービスの利用、購入の条件としないこと、③として利用者を限定しない、④、充電場所を示す案内看板を設置することでございます。

次に、右側の欄、自動車4社支援金の対象施設と主な条件でございますが、右に掲げる13の施設に限られております。右端が普通充電器と急速充電器の設置上限基数となっております。今回は役場の庁舎駐車場でございますので、⑬の「地方自治体の有する施設」が該当になっております。上限設置数が普通充電器1基、急速充電器1基となっております。

「第1の事業」の要件に定めるビジョンとは、資料としてお配りした「次世代自動車充電インフラ整備ビジョン（埼玉県）」の冊子をごらんください。

1に、ビジョン策定の趣旨。経済産業省の「次世代自動車充電インフラ整備促進事業」、この補助金を活用するためには、埼玉県においてビジョン策定を行い、それに沿ってビジョン策定を位置づけられる必要があります。このビジョンとは、都道府県及び高速道路会社、以下「自治体」と総称してありますが、電気自動車やプラグインハイブリッド自動車に必要な充電設備を計画的に配備するため、適切な設置場所

等を示したもので、センターが認めたものとされています。対象地域は埼玉県内全域で、対象とする充電器は急速充電器及び普通充電器となっております。

次に、3のほうで、1枚めくっていただきまして、充電器の設置状況をごらんください。平成25年3月現在、急速充電器は94基となっております。また、この図を見てのとおり、県南部、県東部、国道17号沿いが急速充電器が集中的にあることがわかります。県北部、県西部の北部部分については非常に少ないことが読み取れます。特に国道140号沿いについては、花園インター付近から秩父市に至るまでほとんどないといった現状でございます。このような現状から、ビジョンの策定の基本的な考え方の、裏面になりますが、整備計画をごらんください。1の「道の駅」ですが、全ての「道の駅」に、設置基数、急速または普通充電器38基。2、国道、主要な県道、高速道路インターチェンジ周辺に394基。3、充電器の利用状況が見込まれる施設や長時間滞在施設、設置基数623基。4、空白地域等、充電器が設置されていない町村の役場、公共施設等に設置基数は14基でございます。

次の5の「ビジョンで位置付ける設置マップ」についてですが、黄色い部分は充電器の整備のない市町村でございますが、6市町村でございますが、別冊のビジョンリストで番号が付与されています。長瀨町においては、四角の赤で「充電器の利用が多く見込まれる施設や市町村等施設」記入がありますが、平成26年7月改定分までは「ビジョンで位置付ける設置マップ」は空白地域でございました。今回9月の改定分において掲載されたものでございます。

別冊のビジョンリストをごらんください。今回のビジョンリストの一番最後ですね、一番後ろの一番最後に通し番号202番で位置づけられました。このビジョンリスト、3枚目の通し番号46をごらんください。字が小さく見づらいかもしれませんが、国道140号黒田交差点から中野上の交差点までの指定場所になります。寄居町については1件、自動車メーカーで、あと1件は宿泊施設となっております、利用が限定されるものであり、以上のことから、140号沿いには誰も気楽に立ち寄れる公共的な充電施設がありません。このようなことから、8月下旬に埼玉県温暖化対策課長及び担当職員が来町し、観光地長瀨であるし、集客が多いので、国道140号沿いで充電器がないことから、ぜひ設置できないかとお願いがあり、今すぐなら国の補助金とメーカーを利用した制度があるからどうかと、また今後もうこれ以上の補助金は考えられないので検討してくれないかと依頼があり、将来のことも踏まえ、電気自動車で来町される方や町内の利用者、及び埼玉県のビジョンリストに登載できることを考慮し、この事業を進めることとしました。

ビジョンリストには1点注意することがあります。管理番号が付与されたものがありますが、全て設置されているわけではございませんので、ご注意ください。

次に、資料に戻って、6ページの急速充電器設置における平成26年度補正予算をごらんください。初めに、収入として、次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金、科目、雑入で545万円を、一般社団法人次世代自動車振興センターからの入金を予定しております。積算基礎は3分の2とありますが、消費税や各項目ごとに上限限度額がありますので、単純に3分の2となりませんが、よろしく申し上げます。

また、今回の補正予算には計上してありませんが、PHV・PHEV・EV充電インフラプロジェクトから支援金として上限額170万円を予定しておりますが、工事完了を、申請後数カ月かかるということで、県に予算計上について伺ったところ、今年度中は補正予算の歳入は見込まないほうがいいとアドバイスを受け、27年度歳入で見込むこととしました。

支出でございますが、工事請負費を、充電器設置工事を消費税込みで916万8,000円計上しております。

充電器の電気料金でございますが、2月に稼働した場合を想定し、2カ月分12万円を計上してございま

す。

充電器保守点検料でございますが、これは保守点検料及びコールセンター等で保守パックとして12カ月分を計上しております。

最後に、役務費の損害保険料でございますが、充電器に対する事故等に対応するため、保険代を計上してございます。

これらの維持費については、4ページへ戻っていただいて、右端の自動車4社の支援金（抜粋）をごらんください。補助区分の維持費用欄をごらんください。保守メンテナンス費用、コールセンター費用、通信費用で上限40万、損害保険料も年の上限が5,000円、損害保険料分が補助され、さらに電気基本料金も支援の対象でございます。それから電気従量料金相当の支援も対象となっております。仕組みは、今無料でできる急速充電器施設につきましては、今回の補助事業とは別に選考している事業で整備されたものでございまして、無料という設定を行っていますが、今回町が取り組むこの次世代自動車インフラ普及支援プロジェクトでは、一旦設置費用や維持費用、電気代を支払い、後日補助金や権利金等の交付を受けることとなります。維持費用と電気代は1年に1回交付となり、今回の維持費用、電気代は28年6月ごろに入金される予定です。これは8年間にわたって行われる事業ですので、8年間持ち出しが少なく維持管理ができるものです。

資料最後の設置場所見取り図をごらんください。黄色いマーカーでお示しした部分が設置場所予定となっております。案内看板を2カ所設けます。140号線からすぐの駐車場に設置予定でございます。

最後に、現在EV等次世代車活用にハード、ソフトで取り組みが行われております。EV等次世代自動車の多方面での活用が図れることにより、温暖化対策、産業振興、地域観光振興、災害等活用等さまざまなことにおいて今後必要な事業でありますので、よろしく申し上げます。

以上で説明を終わります。

○議長（野原武夫君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

村田徹也君。

○2番（村田徹也君） それでは、質問させていただきます。

まず、ちょっと私、急速充電器というのはよくわからなかったのですが、補助金等を入れて715万円になると思うのです。工事費とか、そんなふうなもので970万7,000円かかるのかな。差し引きすると、255万7,000円が町の一応持ち出しになるのかというふうなことなのではございますけれども、それからもう一点、これは決定しているかわからないのですが、設置場所なのではございますけれども、多分これは銀行のATMがあるところではないのかなという気がするのですが、出入りが一番激しいところで、何かいつもここには車が置いてあるけれどもほかは空スペースというところが多いのですが、ちょっと一番出入りがあって事故の心配等がある場所かなと、もしかしたらもっと出口に近いほうとか、そっちのほうが事故の確率は少ないのではないのかなという気がするのですが、その2点についてお願いします。

○議長（野原武夫君） 町民課長。

○町民課長（野原寿彦君） 1点目の補助金の200万円がこれで決定なのかというお話なのですが、要するに補助金をやる場合、申請の場合は、上限金額というのが決まっています、これが幾ら、補助金のときに、その申請がもし50万円で申請いたしますよね、それで実際できたのが70万円かかってしまうと、20万円分の補助というのはつかないのですよね。それで、若干多目に、あと急速充電器自体、私どもちょ

つつくったのですけれども、実際いろいろなものを想定しましてつくっておりますので、実際の入札にかけるときは、その補助対象部分をなるべく減らして、この金額は申請で行っていますけれども、実際のところの金額は、そういう面で見ますので、消費税と、残りの金額、実際のところわかりませんが、その部分で調整して、余分なものを省くということではございませんが、余分なものを省いていきたいと思えます。

1点はだから、上限額が決まっているので、最初にある程度の上限額を示しておかないと、後で金額がこれだけかかりましたと言っても補助対象にはならないよということが、まず1点でございます。

2点目の設置の場所でございますが、どうしても入ったときの入り口という選定と、やっぱり国道付近ということがありまして、それであと東京電力の電気から1本持ってくるということがありますので、なるべくなら電柱の近い場所で、電柱を1本上げてもらってやったほうが、極端な話、申請に通りがいいということで。それともう一点、今回の補正に上げさせていただく1点として、この補正を上げることを条件に申請自体を受け付けてもらいまして、実際のところ予算的なものがつかなければ、実際のところは申請は全く受け付けてもらえない。今回は補正予算を出すということで前提に申請を受け付けまして、1点については11月18日に承認してもらいまして、もう一点のほうは、次世代自動車のほうは、これが本元なのですけれども、これについてはきのうお電話いただきまして、条件つきでございまして、補助金として採用させていただくというお話をいただいています。それで、両方とも9月30日に認定しないと維持費や支援金の活用というのが全く一切無効になってしまうので、実際もう10月に支援金をもし申請すれば一切もらえないという形になってしまうので、どうしても9月30日で今回お願いしたいわけなのですけれども、よろしく願います。

○議長（野原武夫君） 齊藤實君。

○7番（齊藤 實君） これからの時代としては非常にありがたいことなのですけれども、エネルギーの関係からして、電気自動車というのはふえることだと思うのですけれども、これに伴いまして、どのくらいの人たちが利用すると見込まれるのかということがちょっと心配なのですけれども。その辺はいかがでしょうか。

○議長（野原武夫君） 町民課長。

○町民課長（野原寿彦君） 実際この辺では初めての急速充電器なので、見込みというわけにもいかないのですけれども、まず1点目は、町内に8台、電気自動車の購入者がいるということと、あと町内には自動車メーカーの会社があるので、実際自動車メーカーの方が来るときに多分、電気自動車がだんだん普及してくると、当然利用する場所ということがありますので、あと維持費の想定費用は100回程度、一応県のほうにお伺いしまして、どのくらい県でもとっているのかと、100回程度ということで電気料を見ているのですけれども、実際この辺がどう動くかということについてはちょっと予測はつかないのですけれども、ただこの部分についてかかったものについても、基本料金が先ほど維持費として支給されるということになっていきますので、多分、全部ではないのですけれども、待機電力というのが年間2万円程度かかるので、実際使っても使わなくても、さほどというのではないのですけれども、本当に使っても、電気料は一旦支払いますから、その支払いはありますが、当然、バックというのではないのですけれども、お金がまた入ってきますので、実際想定としては一応100回程度を今のところは見ているのですけれども、それで県の方に指示を受けまして、今回の電気料を計上しております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 齊藤實君。

○7番（齊藤 實君） とりあえず1回幾らということはないのでしょうか。使用するのについては、お金の問題。それがどのくらいかかるのかによってはですね。それとあと見込み、ある程度、そういうことであれば、見込みがあってこういうことできると思うのですよね。ただ夢中で県がやるからいいのだということではなくて、ある程度町としてはこうしたい、ここにこういうふうな状態だから必要なのだというものは全くなかったのだ、町としては。急にこの話が出てきたからということではなくて。事前にちゃんと調査して、それであらかじめこういう問題が出るのならいいけれども、急に何か降って湧いたような、我々も驚いているのですけれども。急にやることはいいことですよ。これはわかっているのですけれども。だけれども、もっと事前にこんなことわからなかったのかな、きょうこれをやらなくたってと思ったのですよ。

それと同時に、1回これ使用料幾らで、それで採算的にはこうなのだというものはないのでしょうか。

○議長（野原武夫君） 町民課長。

○町民課長（野原寿彦君） 料金のほうなのですけれども、4社の適用でCH AdeMOといってカードですね、カードをつくっていただきまして、そのカードでお金をやりとりするという形をとりますので、実質そのカードをおさめてもらって、うちのほうで一切、公衆電話を置くような感じで、そのお金については個人がカードを持った人が押してもらってやっていくと。多分この方式がこれから今後どんどん続くというお話は聞いていますので、今入れている自治体が、先ほど言いましたけれども、1,005億円かけていますので、そのほとんどの自治体で、多分このインフラの支援活用を使うところは、当然その方式というような、そういうやり方を多分していますので、機械自体も、維持管理ということを考えますと、人が行って一々やるのではなくて、コールセンターとか、そういうことで電話して、直接修理していただけるということで、多分これがどんどん普及していくと思いますので。それで実際お金的には個人が払う。1回300円か500円程度だという話は聞いております。

それと、もう一点の話なのですけれども、私も町民課なので最初のことはよくわからなかったのですけれども、1年か2年前に野口議員さんのほうから電気自動車の質問したときはお答えしましたけれども、もうそのときには既に長瀨町としては決まっていたらしいので、その後そういうお話ということは一切、そういう方針で、やっぱりキュービクルとか、前のときはキュービクルということでもって、東京電力も申請行かなくてはなので、東京電力へ行って初めて知ったのですけれども、前の考え方とすると、キュービクルで1敷地、1事業者には1つの電気しかよこせないという方式だったので、それにするにはキュービクルの改造費用から、そういうことが大変お金もかかって、それで維持費も、要するに職員が見たりするのは大変だということで多分、私も企画サイドではございませんでしたので、そういうお話を聞いてそのままだったのでございしますが、今回東京電力のほうへ行きまして、もう一本電柱を立てて、1電力、これも急速充電器設置する場合のみに認められた1事業種の1敷地に2つの電源を引かせていただくということになっております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 齊藤實君。

○7番（齊藤 實君） いずれにしても、こういう設置するということになると基本料金、要するに電気料は払うわけですよね、基本料金は。東電のほうに。維持費はかかりますよね、もちろん。

○町民課長（野原寿彦君） はい、そうです。

○7番(齊藤 實君) そういうことでいくと、結構またお金がかかるということにもなるわけですね。補助金だけで賄うのですか。

○議長(野原武夫君) 町民課長。

○町民課長(野原寿彦君) もう一点の次世代4社支援金の活用ということで、どうしても維持費用等その関係がどうもあれだということで、この補助金を活用することにより、機種についても、本当は三相のもっと大きい電気容量のものを入れてもよかったのですけれども、この補助金で基本料金を補助してくれると、保険料も実際今のところ予定1万9,000円上げていますけれども、単純に見積もりをとって、5,000円以上になるように見積もりをとって上げております。この補助金も毎年5,000円で8年間、基本料金についても8年間。それであと出た電気代は私用で使った電気代なので、その差額の待機電力は2万円程度はかかるのではないかとされていますので、負担的には基本料金も、使った電気は、また向こうから、日本充電サービスという新しい会社を4社で立ち上げておまして、そこからお金が入ってくるということになっています。ただ、これが1年精算なので、それで民間なので、結構シビアなので、逆に言うと全部終わってからそういうお金は来るということで、28年6月で、維持費的にはそれほど、ほかの団体、横瀬町さんだとか、今度皆野町も普通充電器を「道の駅」に設置するようでございますけれども、この補助金を活用しているのかどうかわかりませんが、設置的にはそれほど、負担は少ないと思います。

以上でございます。

○議長(野原武夫君) 岩田務君。

○1番(岩田 務君) 3年前ぐらいにもう話があって、秩父にもまだ充電器がないところに三菱自動車さんからそういうお話があったのをご紹介させていただいたときは、県からも2分の1か3分の1ぐらいの補助だったかなと思うので、その辺についても今、秩父なんかも駅前ですか、通ると大体車もとまっていますし、ほかの急速充電器があるところも結構活用されているので、長瀨町でも必要なかなというのはすごく思いますので、それはいいのですけれども、先ほど村田議員がおっしゃられたとおり、この場所というのが、私も、多分これ花壇があって前向き駐車してくれというところの前あたりだと思うのですけれども、充電器の場合、大体バックでとめて充電すると思うのですよね。決まっていなくてもいいかもしれないのですけれども、多分コードの長さとかいろいろあると思うのですけれども、それからすると、この2台の幅が、今の線の2台分だとちょっとあそこ窮屈かなと思うので、できれば3台分とって余裕をとって、3台分で2台で使うとか、そういったことを考えていかないと、先ほどおっしゃっていたとおり、事故とかの危険性というのも考えられると思うので、その辺もよく検討していただいたほうがいいかなと思います。

以上です。

○議長(野原武夫君) ほかに質疑はございませんか。

村田徹也君。

○2番(村田徹也君) さっきちょっとおしゃべりをして再質問をするのを忘れてしまったのですけれども……

〔議長、いいですか〕という人あり〕

○議長(野原武夫君) ちょっと待ってください。

村田徹也君、前に質問が出たので、再質問はできませんので。

○2番(村田徹也君) さっきちょっと話したので過ぎてしまったので、1点だけ、では言わせてもらいます。

CO₂削減ということで……

○議長（野原武夫君） だめです。

○2番（村田徹也君） だめ。では、取り下げます。

○議長（野原武夫君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第37号 平成26年度長瀬町一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。



◎町長挨拶

○議長（野原武夫君） 本臨時会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

閉会に当たり、町長より挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 臨時会の終了に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今議会では、補正予算案1件の重要案件につきまして慎重なご審議をいただき、原案どおりご議決を得ることができましたこと、まことにありがとうございました。

秩父夜祭りも間近となり、いよいよこれから厳しい冬を迎えます。皆様には健康にご留意なされ、また町政の進展のためますますご活躍なされますことをご期待申し上げます。

以上をもちまして臨時会の閉会に当たりましてのご挨拶といたします。ありがとうございました。



◎閉会の宣告

○議長（野原武夫君） 以上をもちまして、平成26年第4回長瀬町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

閉会 午前10時50分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成27年 2月12日

議 長 野 原 武 夫

署 名 議 員 岩 田 務

署 名 議 員 村 田 徹 也

署 名 議 員 新 井 利 朗